○伊勢広域環境組合クリーンセンター多目的グラウンド使用規則

平成 13 年 5 月 17 日 組合規則第 18 号 改正 平成 14 年 5 月 24 日 平成 17 年 10 月 28 日

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢広域環境組合クリーンセンター内多目的グラウンド(以下「グラウンド」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可)

- 第2条 グラウンドを使用しようとする者は、伊勢広域環境組合(以下「組合」という。)の許可を受けなければならない。
- 2 前項によって許可を受けようとするものは、多目的グラウンド使用願(第1号様式)を組合に提出しなければならない。
- 3 組合は、前項による使用願を受理したときは、多目的グラウンド使用許可書(第2号様式)を使用者に交付するものとする。
- 第3条 前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないものとする。
- (1) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) グラウンドを汚損し、損傷し、又は減失するおそれがあるとき。
- (3) 寄付金を募集し、又は、物品を販売するおそれがあるとき。
- (4) 管理運営上支障をきたすおそれがあるとき。
- (5) その他使用を不適当と認めたとき。
- 第4条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、 使用の停止を命じ、又は使用の許可を取り消すことができる。
- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件又は目的に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(使用時間)

- 第5条 使用者が利用できる時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。 (使用の方法)
- 第6条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用における遵守事項)

- 第7条 使用者は公共施設の善良な使用として、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 目的以外の使用をしないこと。
- (2) 使用の許可を受けた場所以外に無断で立ち入らないこと。
- (3) 火気を使用しないこと。
- (4) グラウンド内では、運動靴その他これに類するものを使用すること。

(5) その他寄付金の募集、物品の販売等は行なわないこと。

(原状回復の義務)

第8条 使用者はその使用を終了したとき、又は使用の停止を命ぜられたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに、グラウンドを原状に回復さなければならない、これに要する経費は使用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第9条 使用者は、グラウンドを汚損し、又は損傷したときはその損害を賠償しなければならない。ただし、特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(使用料)

第10条 使用料は無料とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年5月24日組合規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17年 10月 28日組合規則第 2号)

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

第1号様式

決済区分	管理者	副管理者	局 長	課長	係 長	係

多目的グラウンド使用願								
使用施設	多目的グラウンド (該当事項いずれか○印)							
使用日時	午前 年 月 日 時 分~ 時 分 午後							
使用人数	人							
上記のとおり使用したいから許可くださいますようお願いします。 年 月 日 伊勢広域環境組合 管理者 様 所在地								
	申請者 団体名 代表者 印							

多目的グラウンド使用許可書								
		年	月	日				
	様							
伊勢広域環境組合管理者								
使用施設	多目的グラウンド							
使用日時	午前 時 年月日 午後	時	分					
使用団体の所在地 団体名及び責任者名								
参考事項								
指示事項	クリーンセンター、多目的グラウンド使用規	則を厳	を守する	こと。				